

指定事業所における変更届出書の提出について

- 県から指定を受けた介護サービス事業者は、介護保険法の規程により当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**変更のあった日から10日以内**に、サービス事業所ごとに、「変更届出書」を県に提出することが必要です。
 - 必要書類は「変更届出書」（様式第3号）及び添付書類（下記の一覧を参照）です。訪問看護については2部提出してください。
 - 変更届出書に記載のない変更事項についての届出は不要です。※管理者、サービス提供責任者及び介護支援専門員以外の職員（訪問介護員、看護職員等）の変更については、令和6年4月から不要になりました。
 - 届出様式は、茨城県ホームページからダウンロードすることができます。
URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/jigyosha-3.html>
「茨城県のトップページ」→「茨城で暮らす」→「福祉・子育て」→「介護保険」→「事業者届出関係」
→「事業者指定に係る規則・申請様式等」からもご覧になれます。
- ※ 制度改正等によりリンクが変更となる場合がありますので、ご注意願います。

【変更届出書の添付書類一覧】

	変更事項	添付書類
1	事業所(施設)の名称	・付表 ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付)
2	事業所(施設)の所在地 ※通所介護、通所リハビリの事業所、施設を移転する場合は、設備基準に該当するか移転前に県に確認すること	・付表 ・事業所(施設)の平面図 ・事業所(施設)の外観及び内部のカラー写真 ・賃借契約等の写し(賃借物件の場合のみ) ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付)
3	申請者の名称 （法人の名称）	・現在事項全部証明書(※1) ・誓約書
4	主たる事務所の所在地 （法人の本店または主たる事務所の所在地）	・現在事項全部証明書(※1) ・誓約書
5	法人等の種類	・現在事項全部証明書(※1) ・誓約書
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・現在事項全部証明書(※1) ・誓約書 ※変更届出書の「変更前」「変更後」の欄に、新旧の代表者の氏名、生年月日及び住所を記載すること
7	登記事項、条例等(当該事業に関するものに限る)	・現在事項全部証明書(※1)
8	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	・付表 ・事業所(施設)の平面図(変更部分を図示すること) ・事業所(施設)の外観及び内部のカラー写真(変更部分がわかるもの) ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付) ※運営規程に関係ない場合は提出不要
9	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	・入浴設備の概要 ・入浴設備のカラー写真
10	利用者の推定数	・付表
11	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。）	・付表 ・勤務形態一覧表(管理者のみ。ただし、兼務する職種がある場合はその職種も併せて記載すること) ・資格証等の写し(資格が必要な場合のみ)（※2） ・雇用関係を証する書類（辞令等）（※2）

	変更事項	添付書類
12	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・付表 ・勤務形態一覧表(サービス提供責任者全員。ただし、兼務する職種がある場合はその職種も併せて記載すること) ・資格証等の写し(※2) ・雇用関係を証する書類(辞令等)(※2)
13	運営規程(※3)	・付表(付表の記載事項に係る変更がある場合のみ) ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付)
14	協力医療機関・協力歯科医療機関	・付表 ・協力医療機関に関する届出書 ・協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)の写し
15	事業所の種別 ※通所リハビリテーション	・付表
16	提供する居宅療養管理指導の種類	・付表 ・勤務形態一覧表 ・資格証等の写し(※2) ・雇用関係を証する書類(辞令等)(※2)
17	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別) ※短期入所生活介護	・付表 ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付) ・事業所(施設)の平面図(変更部分を図示)
18	利用者、入所者又は入院患者の定員	・付表 ・勤務体制一覧表(定員増となる場合) ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付) ・事業所(施設)の平面図(施設設備の増改築や移転を行う場合)
19	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)	【事業所で実施の場合】 ・福祉用具の保管及び消毒の標準作業書(変更箇所を明示) ・事業所の平面図(変更部分を図示すること) ・事業所の外観及び内部のカラー写真(変更部分がわかるもの) 【委託している場合】 ・委託契約書の写し
20	併設施設の状況等	・併設施設の平面図(変更部分を図示すること) ・併設施設の外観及び内部のカラー写真(変更部分を図示すること)
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・付表 ・介護支援専門員一覧 ・勤務形態一覧表(介護支援専門員全員) ・介護支援専門員証の写し(※2) ・雇用関係を証する書類(辞令等)(※2)

※1 現在事項全部証明書は、履歴事項全部証明書でも可。届出者が市町村の場合は、条例等を提出すること。

※2 結婚等で氏名が変更しており、書類によって記載の氏名が異なる場合には、「職員の氏名についての申出書」(参考様式 20)を添付すること。

※3 以下の事項に係る運営規程の変更は、国の制度改正に伴うものであることから、変更届出書の提出は不要とします。

- ・利用者負担割合の上限が「2割」から「3割」になったことに伴い、利用料に係る記載を修正する変更(平成30年度改正関係)
- ・運営規程の記載必須項目に「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されたことに伴い、当該項目を記載する変更(令和3年度改正関係)
- ・一部の福祉用具(スロープ、歩行器、歩行補助つえ)について、貸与と販売の選択制が導入されたことに伴い、特定福祉用具販売事業所の取り扱い種目に、当該福祉用具を追加する変更(令和6年度改正関係)